



## 児童手当現況届はお済みですか？

子育て支援課給付係 ☎ 63-1417

現況届の用紙が送付されてきた受給者の皆さんで、まだ手続きが済んでいない人は、急いで提出してください。6月分以降の手当が受給できなくなります。

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送による提出を受け付けています。案内に同封している返信用封筒を使用してください。

●届出場所 子育て支援課

### ●必要なもの

- ①児童手当現況届の用紙  
※お持ちでない人は窓口で再発行します
- ②印鑑（朱肉を使用するもの）
- ③受給者（保護者）の健康保険証のコピー
- ④児童が市外に別居している人は、児童とその世帯主のマイナンバー
- ⑤配偶者が他市町村在住の人は、配偶者のマイナンバーが確認できるもの

## 児童扶養手当の現況届を提出してください

子育て支援課給付係 ☎ 63-1417

児童扶養手当を受給している人（支給停止となっている人も含む）は、現況届を提出してください。提出されないと令和2年1月（令和元年11・12月分）から手当が受給できなくなります。

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送による提出を受け付けます。

●受付期間 8月3日(月)～21日(金)

●受付場所 子育て支援課

### ●手続きに必要なもの

- ①児童扶養手当現況届（事前に郵送します）
- ②健康保険証（受給者と子どものもの）
- ④印鑑（朱肉を使用するもの）
- ⑤児童扶養手当証書
- ⑥その他現況届に必要な書類

### ●手当の月額（4月1日現在）

区分	全部支給される者	一部支給される者
児童1人のとき	43,160円	43,510～10,180円
児童2人目の加算額	10,190円	10,180～5,100円
児童3人目以降の加算額	6,110円	6,100～3,060円

### <児童扶養手当を受給することができる人>

下記の条件にあてはまる、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している父か母、父か母に代わって養育している人（養育者）です。児童が中程度以上の障がい（有する場合は、20歳未満まで手当が受けられます。いずれの場合も国籍は問いません。）

- ①父母が離婚した後、父か母と生計を同じくしていない児童
  - ②父か母が死亡した児童
  - ③父か母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）にある児童
  - ④父か母の生死が明らかでない児童
  - ⑤父か母から引き続き1年以上遺棄されている児童
  - ⑥父か母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
  - ⑦父か母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による命令を受けた児童
  - ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童
  - ⑨母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童
- ※公的年金の受給ができるときなどは、上記に該当しても受給できない場合があります。

## ひとり親家庭等医療費助成の受給資格を確認します

子育て支援課給付係 ☎ 63-1417

ひとり親家庭等医療費助成受給資格をお持ちの人は、児童扶養手当の現況届と同時に受給資格を確認します。

●受付期日 8月3日(月)～21日(金)

●受付場所 子育て支援課

### ●手続きに必要なもの

- ①ひとり親家庭等医療費助成受給資格者証
- ②健康保険証（受給資格者全員分）
- ③印鑑（朱肉を使用するもの）



## ご存知ですか？ 障がい者への手当制度

福祉課福祉係 ☎ 63-1406

**身** 体・知的・精神（発達障がいを含む）に政令で定める程度の障がいがある人を対象とした、各種手当制度があります。支給要件は次のとおりです。

### 特別障害者手当

- ① 20歳以上で、著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別な介護を必要とする人に支給します。ただし、次に当てはまる場合は支給されません。
- ② 障がい者が施設に入所している
- ③ 障がい者が病院または診療所に3カ月以上継続して入院している
- ④ 手当を受ける人、配偶者、または生計を維持する扶養義務者の前年の所得が一定額以上

### 障害児福祉手当

- ① 20歳未満で、重度の障がいがあるため、日常生活で常時介護を必要とする人に支給します。ただし、次に当てはまる場合は支給されません。
- ② 児童が施設に入所している
- ③ 児童が障がいを支給理由とする公的年金を受給している（その全額が支給停止されている場合を除く）
- ④ 扶養義務者の前年の所得が一定額以上

### 特別児童扶養手当

20歳未満の中度以上の障がいのある児童を監護する父・母などに支給します。ただし、次に当てはまる場合は支給されません。

- ① 児童が施設に入所している
- ② 児童が障がいを支給理由とする公的年金を受給している（ただし、その全額が支給停止されている場合を除く）
- ③ 手当を受ける人、または配偶者、生計を維持する扶養義務者の前年の所得が一定額以上
- ④ 手当を受ける人と児童が日本に住んでいない

### 障がい者の手当を受給している人は現況届を提出してください

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当を受給している人（昨年支給停止になっていた人も含む）は、現況届を提出してください。

●受付期間 8月12日(水)～26日(水)  
※土・日・祝を除く。

●受付場所 福祉課福祉係

●必要なもの 案内通知、現況届、所得状況届、印鑑（朱肉用）、個人番号（通知）カード、受給者の身分証明書（代理人が手続きをするときは委任状と代理人の身分証明書が必要）など

### 日常生活用具の 対象品目が増えました

障害がある人が日常生活用具を購入するときに、基準額の範囲内で購入費用を支援します。

#### 盲人用血圧計（音声式）

- 性能 視覚障害者が容易に使用できるもの
- 対象者 視覚障害2級以上で学齢児以上の盲人のみの世帯とこれに準ずる世帯
- 基準額 最大13,500円

#### 情報・通信支援用具

- 性能 障害者向けパーソナルコンピュータ周辺機器、アプリケーションソフトウェア
- 対象者 上肢機能障害2級か視覚障害2級以上
- 基準額 最大10万円

#### 視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ

- 性能 視覚障害者が容易に使用できるもの
- 対象者 視覚障害者2級以上で、原則として学齢児以上の盲人
- 基準額 最大29,000円

